

# 鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領

## 1 趣旨

この要領は、鳥取県県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。以下同じ。）が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材や労働者等の計画的な確保等に要する期間（以下「余裕期間」という。）を、定められた実工期の前に設定する工事（以下「余裕期間設定工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## 2 用語の定義

### (1) 全体工期

余裕期間と実工期の合計をいう。

### (2) 実工期

実際に工事を施工するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む。

### (3) 工事開始日

実工期の始期をいう。

## 3 対象工事

鳥取県県土整備部が発注する建設工事で、各発注者の判断により余裕期間を設けることが有益と認められる工事を対象とする。

## 4 余裕期間の設定方式

### (1) 発注者指定方式

発注者が工事開始日を指定する方式をいう。

### (2) 任意着手方式

落札者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式をいう。なお、落札決定の日の翌日までに落札者から工事開始日通知書（様式第1号）を提出させなければならない。

## 5 工期の設定等

(1) 発注者は、余裕期間設定工事の発注において、発注者指定方式又は任意着手方式のいずれかを選択するものとし、いずれの方式においても余裕期間は、6ヶ月を超えない範囲内で設定するものとする。

(2) 余裕期間の設定に係る積算上の割増は行わない。

(3) 実工期は、標準工期又は積上げ工期を確保することを原則とし、必要に応じて繰越手続を行うこと。

## 6 前金払の支払い

余裕期間設定工事の前払金については、工事開始日以降でなくては請求を行うことはできない。

## 7 工事開始日までの現場管理等

- (1) 契約日から工事開始日までの期間の現場管理は、発注者の責任において行うこととする。
- (2) 工事開始日までは、受注者に資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行わせてはならない。

## 8 配置予定技術者等の要件確認及び技術者等の配置

- (1) 余裕期間設定工事における配置予定技術者等の要件は、建設工事における配置技術者等の適正な運用について（平成20年5月8日付第200800024787号鳥取県県土整備部長通知。以下「技術者等運用通知」という。）に関わらず、次のとおり扱うものとする。

### ア 現場代理人

技術者等運用通知10に定める確認時期を工事開始日とする。

### イ 配置予定技術者

技術者等運用通知10に定める確認時期及び確認事項を次のとおりとする。

	確認時期	
	技術者等運用通知10に定める 確認時期	工事開始日
確認事項	工事開始日時点において、技術者等運用通知5～7に定める要件を満たす見込みであること。	技術者等運用通知5～7に定める要件を満たすこと。

- (2) 契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人並びに追加技術者を配置することを要しない。
- (3) 配置予定技術者が死亡、傷病又は退職等の真にやむを得ないと認められる事由により工事開始日に配置できない場合は、原則として当該受注者がその入札時に提示した配置技術者の有する資格の評価点数が同点以上の資格を有する者を配置させるものとする。

なお、配置予定技術者又はこれに代わる技術者を配置できない場合は、工事請負契約約款の規定に基づく契約解除及び鳥取県建設工事等入札参加資格者停止要綱（平成20年5月1日付第2007001919155号鳥取県県土整備部長通知）に基づく不正行為等報告を検討するものとする。

## 9 特記仕様書における記載事項

余裕期間設定工事において適用する特記仕様書は、別紙のとおりとする。

## 10 調達公告における記載事項

- (1) 調達公告の備考欄に「この工事は『鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領』の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。」と明記すること。
- (2) 工期欄の記載は次のとおりとすること。
  - ア 発注者指定方式を選択した場合  
工期：平成■年■月■日から平成○年○月○日まで  
※本工事は、平成■年■月■日以降でなければ工事着手してはならない。
  - イ 任意着手方式を選択した場合  
工期：落札者が定める工事開始日から○○日間  
※本工事においては、落札者が工事請負契約の成立の日の翌日から平成△年△月△日までの間のうち任意の日を工事開始日と定め、当該決定を工事開始日通知書により落札決定の翌日までに発注者に通知しなければならない。

## 11 契約関係の取扱いについて

- (1) 契約書に記載する工期は、実工期とすること。
- (2) CORINS に登録する工期は、実工期とし、登録申請の時期は技術者等運用通知 11 に定めるとおりとすること。
- (3) 契約保証の期間は、全体工期を満たすこと。
- (4) 契約書第3条に基づく工程表は、余裕期間を記入したものを提出させること。
- (5) 着手関係書類（工程表を除く。）は、工事の着手日までに提出させること。
- (6) 契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、受発注者協議の上、工期開始日に係る変更契約を行うことができること。

附 則

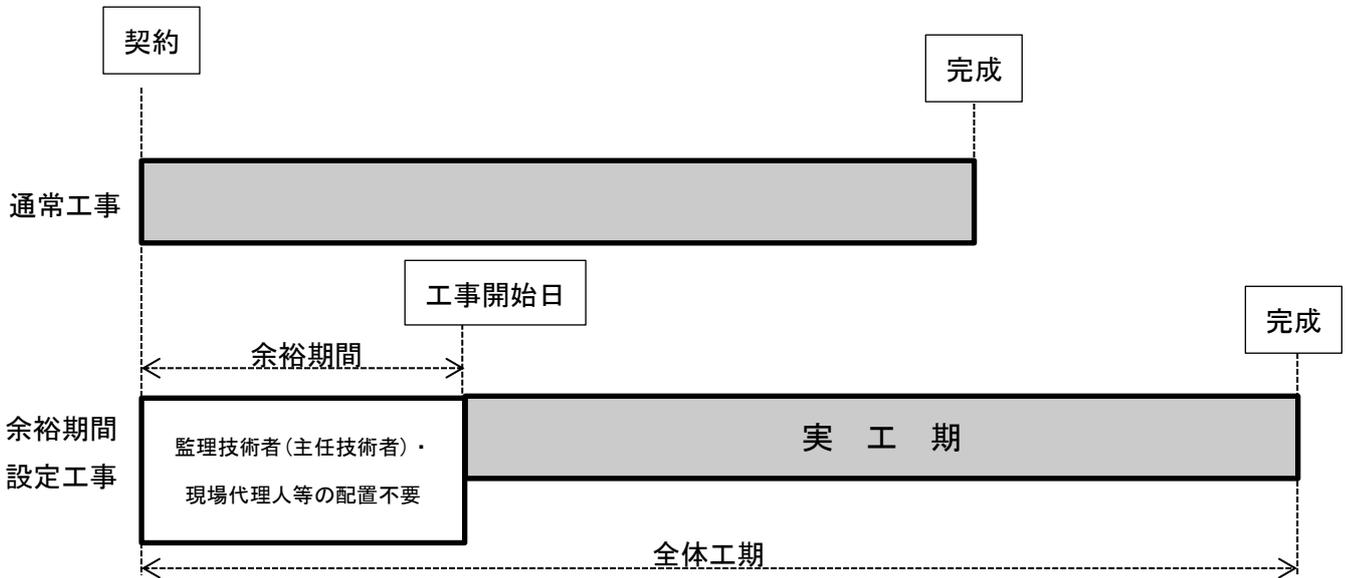
この要領は、平成28年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月20日から施行する。

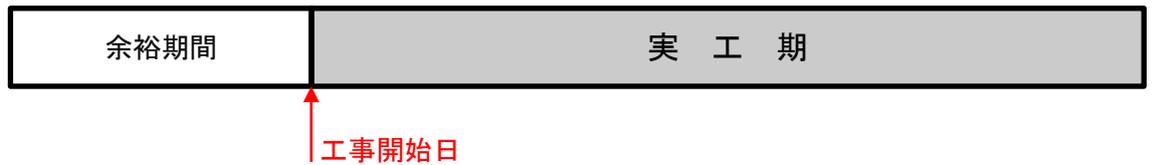
【参考】

○余裕期間設定のイメージ

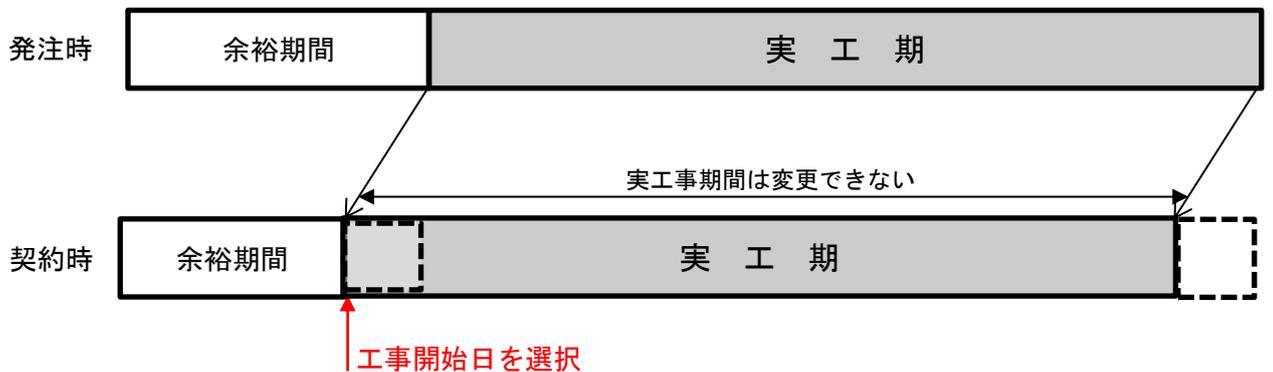


○余裕期間設定方式

①発注者指定方式：工事開始日を発注者があらかじめ指定する方式



②任意着手方式：受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



○手持ち工事と余裕期間設定工事の関係イメージ

余裕期間設定工事の工事開始日が手持ち工事の完成日以降となっているため、同じ技術者 A を配置可能

